

# 環境影響評価方法書の審査書

事業名		唐津・鎮西ウインドファーム(仮称)設置計画
事業者名		九電みらいエナジー株式会社
事業実施区域		位置:佐賀県唐津市浦、鳩川、相賀、湊町、屋形石、中里、鎮西町八床、鎮西町菖蒲、鎮西町塩鶴及び鎮西町赤木の各一部 面積:約168ha
事業特性	事業の内容	<p>風力発電所設置事業(陸上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所の出力 28,000kW程度(最大) 2,000~3,500kW程度の風力発電機を8基程度設置する。</li> <li>・風力発電機の概要 ブレード枚数:3枚 ロータ直径:80~110m程度 ハブ高さ:70~90m程度 高さ:約110~140m程度</li> </ul>
	工事の内容	<p>(1)工事概要 主要な工事は以下のとおり。 準備工事: 工事用・管理用道路工事、用地造成工事 基礎工事: 基礎工事 据付工事: 風力発電機据付工事 電気工事: 送電線工事</p> <p>(2)工事工程 準備工事: 工事開始後の月数 0~11月 基礎工事: 工事開始後の月数 5~13月 据付工事: 工事開始後の月数 10~20月 電気工事: 工事開始後の月数 9~15月 試運転・調整: 工事開始後の月数 16~24月 (24ヶ月目: 運転開始)</p>
地域特性	大気質	<p>対象事業実施区域及びその周辺における大気質の測定は、佐賀県が設置している一般環境大気測定局2局で行われている。平成25年度の二酸化窒素の測定結果は、1局で行われており、環境基準に適合している。平成25年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、長期的評価では2局とも環境基準に適合しており、短期的評価では1局で環境基準に適合していない。佐賀県への聞き取りによると、唐津市における大気汚染に係る平成27年の苦情受理件数は1件であり、苦情の内容は、事業場の黒煙に対するものとなっている。</p>
	騒音・超低周波音	<p>対象事業実施区域及びその周辺における平成25年度の環境騒音の測定は、唐津市の2地点で行われており、昼間は全ての地点で、夜間は1地点で環境基準に適合していない。対象事業実施区域及びその周辺における平成25年度の道路交通騒音の測定は、唐津市の3地点で行われており、昼間、夜間とも全ての地点で道路交通騒音の要請限度を下回っている。唐津市における騒音に係る平成25年度の苦情受理件数は4件であり、唐津市への聞き取りによると、苦情の内容は、自動車騒音、クリーニング工場の騒音、対野鳥用の爆音機等に対するものとなっている。</p>

振動	<p>対象事業実施区域及びその周辺における平成25年度の道路交通振動の測定は、唐津市の3地点で行われており、昼間、夜間とも全ての地点で道路交通振動の要請限度を下回っている。唐津市における振動に係る平成25年度の苦情受理件数は0件である。</p>
水質及び底質	<p>(1)河川 対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域の河川の水質測定は、平成26年度に佐志川下流(佐志・八幡橋中間点)、江頭川(横竹橋)、橋本川(鞍橋)、浦川(唐房橋)で行われており、生物化学酸素要求量(BOD)の測定結果は、類型指定されている2地点で環境基準に適合している。健康項目に係る河川の水質測定は、平成25年度に江頭川(横竹橋)で行われており、測定した全ての項目が環境基準に適合している。</p> <p>(2)ため池 対象事業実施区域及びその周辺におけるため池の水質測定は、平成26年度に杵田溜で行われており、健康項目は、測定した全ての項目が環境基準に適合している。</p> <p>(3)地下水 対象事業実施区域及びその周辺における地下水の水質測定は、平成26年度に地下水モニタリング井戸(2地点)で行われており、2地点とも測定した全ての項目が環境基準に適合している。</p> <p>(4)水質汚濁に係る苦情の発生状況 佐賀県への聞き取りによると、唐津市における水質汚濁に係る平成27年の苦情受理件数は7件であり、苦情の内容は、河川における油の流出等に対するものとなっている。</p>
地形・地質	<p>(1)地形の状況 対象事業実施区域は、主に大起伏丘陵地となっている。</p> <p>(2)地質の状況 対象事業実施区域及びその周辺は、主に玄武岩類、黒雲母花崗岩類が分布している。対象事業実施区域及びその周辺は、主に褐色森林土壌、乾性褐色森林土壌及び暗赤色土壌が分布している。</p> <p>(3)重要な地形、地質 対象事業実施区域及びその周辺に、学術上の重要な地形、地質の記録は確認されていない。</p>
動物	<p>(1)動物相の概要 対象事業実施区域及びその周辺における動物相の状況について、既存資料により、その概要を整理した結果、哺乳類2種、鳥類225種、爬虫類9種、両生類7種、昆虫類163種及び魚類7種、合計413種が確認されている。</p> <p>(2)重要な種及び注目すべき生息地の概要 既存資料に記載されている確認種等について、学術上又は希少性の観点から、重要な種及び注目すべき生息地を選定した結果、哺乳類2種、鳥類55種、爬虫類3種、両生類4種、昆虫類20種及び魚類2種が確認されている。なお、対象事業実施区域及びその周辺において、注目すべき生息地は確認されていない。</p>

植物	<p>(1)植物相及び植生の概要  対象事業実施区域及びその周辺における植物相の状況について、既存資料により、その概要を整理した結果、シダ植物50種及び種子植物594種、合計644種が確認されている。現存植生については、既存資料によれば、対象事業実施区域及びその周辺の台地上ではヤブツバキクラス域代償植生のシイ・カシ萌芽林が最も広い面積で分布しており、スギ・ヒノキ・サワラ植林、水田、畑地、果樹園等も点在する。海岸付近の平地ではクロマツ群落が見られ、海岸沿いの斜面ではオニヤブソテツ ハマビワ群集等が見られる。対象事業実施区域は、主にヤブツバキクラス域代償植生のシイ・カシ萌芽林によって占められている。</p> <p>(2)重要な種及び重要な群落の概要  既存資料に記載されている確認種等について、学術上又は希少性の観点から、重要な種及び重要な群落を選定した結果、シダ植物6種、種子植物106種及び重要な群落4件が確認されている。</p>
生態系	<p>(1)環境類型区分  対象事業実施区域及びその周辺の環境は、植生の状況から、広葉樹林、針葉樹林、耕作地・草地・竹林、開放水域及び市街地等の5つの環境類型に区分される。対象事業実施区域及びその周辺は広葉樹林が多くみられ、一部に、耕作地・草地・竹林、針葉樹林、開放水域及び市街地等が分布する。</p> <p>(2)生態系の概要  対象事業実施区域及びその周辺は、海岸沿いに低地が見られるが、大部分は、丘陵地である。このような地形には、森林が多くみられ、その大部分は広葉樹林であり、一部に、耕作地・草地・竹林、針葉樹林等も分布する。これらの環境には、下位の消費者であるスジアオゴミムシ、イチモンジセセリ等の昆虫類、中位の消費者であるアカハライモリ、ニホンアカガエル等の両生類、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ等の鳥類、ネズミ類等の小型哺乳類、シマヘビ、ジムグリ等の爬虫類、中型哺乳類、上位の消費者であるサシバ、フクロウ等の鳥類が生息し、食物連鎖を形成していると考えられる。また、対象事業実施区域及びその周辺には開放水域であるため池も多く分布し、下位の消費者であるアメンボ、コシマゲンゴロウ等の昆虫類、中位の消費者であるアカハライモリ、ニホンアカガエル等の両生類、ギンブナ、ブルーギル、オオクチバス等の魚類、上位の消費者であるアオサギ、ミサゴ等の鳥類が生息し、食物連鎖を形成していると考えられる。</p> <p>(3)重要な自然環境のまとまりの場  対象事業実施区域及びその周辺の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場の抽出を行った結果、対象事業実施区域には保安林が存在する。</p>
景観	<p>(1)眺望点の状況  対象事業実施区域及びその周辺における眺望点は、七ツ釜、立神岩、虹の松原等が存在する。</p> <p>(2)景観資源の状況  対象事業実施区域及びその周辺における景観資源は、西ノ浜、神集島・宮崎浜、虹の松原等が存在する。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>対象事業実施区域が位置する唐津市には、屋形石の七ツ釜、加部島暖地性植物群落等が存在する。</p>

	<p style="text-align: center;"><b>その他</b> (教育・医療・福祉施設の配置状況、公園指定等環境保全地域区域指定状況、既設風力設置状況等)</p>	<p>対象事業実施区域周辺の最寄りの学校等、病院及び福祉施設は、佐志保育園浦分園、黒崎医院及び認知症対応型共同生活介護事業所おうかであり、対象事業実施区域からそれぞれ約0.6km、約0.7k m及び約0.5kmに位置している。また、対象事業実施区域(工食用・管理用道路の範囲)には住宅が存在している。</p> <p>○既設の風力発電所： ・原野電設 170kW×1基 平成14年運転開始</p> <p>○計画中の風力発電所： ・自然電力株式会社 1,990kW×1基 平成29年建設工事予定 ・アチハ株式会社 1,990kW×1基 平成29年建設工事予定</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価の項目</p>	<p style="text-align: center;">参考項目との差異</p>	<p>別紙参照</p> <p>なお、発電所アセス省令第26条の2第1項に定める「別表第11」に示す放射性物質に係る項目については、選定しない。</p>
<p>調査・予測・評価の手法</p>	<p>方法書第6章(P185～258)参照</p>	
<p>住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見</p>	<p>住民意見の概要及び事業者見解：平成28年度第24回風力部会資料2-3参照 関係都道府県知事意見：平成28年度第24回風力部会資料2-4参照</p>	
<p>審査結果</p>	<p>環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、必要に応じ、勧告を行う。</p>	
<p>備考</p>	<p>本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書を基に作成したものである。</p>	

## 環境影響評価項目の選定

環境要素の区分			影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
			搬出入	工事用資材等の	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	施設の変更及び	施設の稼働	地形の存在及び	施設の変更及び
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○					
			粉じん等	○	○					
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○					○
			超低周波音							○
		振動	振動	○	○					
	水環境	水質	水の濁り				○			
		底質	有害物質							
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質							
		その他	風車の影							○
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く）				○	○	○
			海域に生息する動物							
植物			重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く）				○	○		
			海域に生育する植物							
生態系			地域を特徴づける生態系				○	○	○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○		
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○						
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		産業廃棄物				○			
			残土							

注：1. 網掛けは、「発電所アセス省令」第21条第1項第5条に定める「風力発電所別表第5」に示す参考項目を示す。

2. 「○」は、環境影響評価項目として選定した項目を示す。